

令和元年度学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策に係る募集要領

第1 総則

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策に係る募集については、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、学校給食で活用する予定であった食品・食材（牛乳を除く。）が未利用（以下「未利用食品」という。）となり、その他の用途として販売できない場合には、やむを得ず廃棄されることが懸念されています。

このため、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、未利用食品をフードバンク（食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の寄附を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを無償で提供するための活動を行う団体。以下同じ。）へ寄附する際に必要となる輸配送費を支援します。また、フードバンクへの寄附を含めた食品としての活用が困難な場合に、飼料、肥料等として再生利用するために必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援します。

こうした取組により、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業による食品ロス発生の防止及び資源循環の促進等に向けて万全を期すため、緊急的に措置するものです。

第3 事業内容

本事業で支援する取組は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品について、食品ロスの発生防止及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用の推進を図るため、事業実施主体が実施する次の取組とします。

(1) フードバンク活用の促進対策

事業実施主体が、未利用食品をフードバンクへ寄附する際に必要となる輸配送費（ただし、代替販路の確保が困難な場合に限るものとする。）

(2) 再生利用の促進対策

事業実施主体が、やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費（ただし、（1）の対策を含めた食品としての活用が困難な場合に限るものとする。）

なお、再生利用とは、食品リサイクル法第2条第5項に規定された行為とします。

第4 応募団体の要件

本事業に応募することができる者は、以下のいずれかに該当するものとします。

- ア 都道府県
- イ 市区町村
- ウ 農林漁業者、農林漁業者の組織する団体
- エ 食品関連事業者（食品リサイクル法第2条第4項で規定するものをいう。以下同じ。）、食品関連事業者の組織する団体
- オ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、社会福祉協議会

第5 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとします。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画書の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。また、所要額については、円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- (1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

第7 補助金額及び補助率

本事業に直接要する別表の経費を定額（別表のとおり）で助成します。

また、補助対象となる事業費は、298,300千円以内とし、この範囲内で助成を行い、事業費が無くなり次第、本募集を終了します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

第8 補助事業実施期間

令和2年3月10日から令和2年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、事業実施計画書（学校給食の休止に伴う未利用食品活

用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3の1の規定により定められた別紙様式第1号）とします。

計画の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであること。

2 事業実施計画書の提出期限、提出先及び提出部数

事業実施計画書の提出期限、提出先及び提出部数については、公示のとおりです。

3 事業実施計画書の提出に当たっての注意事項

- (1) 事業実施計画書は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した事業実施計画書は、変更することができません。
- (3) 事業実施計画書に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した事業実施計画書は、無効とします。
- (5) 事業実施計画書の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 事業実施計画書の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (7) 事業実施計画書を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (8) 提出後の事業実施計画書については、返却しませんので、御了承ください。
- (9) 事業実施計画書は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (10) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第10 補助金交付者の決定

この募集要領に基づき、提出された事業実施計画書において審査を行い、予算の範囲内において、随時、補助金交付者を決定します。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付者は、国の指示に従い速やかに、実施要綱及び学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策補助金交付要綱（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を事業担当課に提出していただきます。交付申請書を事業担当課が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請

を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後1か月を目処に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合には、その旨を交付決定者に報告すること。

3 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとし、ます。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

4 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

- （1）補助事業者自身
- （2）100%同一の資本に属するグループ企業
- （3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

第15 公示への委任等

この募集要領に定めるもののほか、個別の事業の募集に関し必要な事項につい

ては、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、募集開始等の周知に努めることとします。

別表

| 事業種類 | 補助対象 | 要件等 | 補助率 |
|-----------------|--|--|--|
| 1 フードバンク活用の促進対策 | <p>令和2年2月27日から令和2年3月31日の間に、事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する際に必要となる輸配送費（※1）</p> <p>（※1）輸配送費の考え方 事業実施主体からフードバンクに輸配送する費用又はフードバンクと調整した上で事業実施主体から需要地（福祉施設、こども食堂等）に直接輸配送する費用を補助対象とし、事業実施主体からフードバンクに輸配送した後に、フードバンクから需要地に輸配送する費用は補助対象外とする。 また、事業実施主体、フードバンク又は需要地の運営に携わる者が、自ら輸配送する場合は補助対象外とする。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食（※2）で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであり、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>（ア）事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する取組であること。 （イ）需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。</p> <p>（※2）学校給食の考え方 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の臨時休業に伴い中止された学校給食</p> | <p>（1）車両の庸車により行うもの 定額 （7,000円/トン以内）</p> <p>（2）小口配送便等により行うもの 定額 （70円/キログラム以内）</p> |

| | | | |
|--------------------|--|---|--|
| <p>2 再生利用の促進対策</p> | <p>令和2年2月27日から令和2年3月31日の間に、事業実施主体が取り組む以下の経費</p> <p>① 未利用食品を再生利用事業者へ輸送する際に必要となる輸配送費（※3）</p> <p>② 再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費（※4）</p> <p>（※3）輸配送費の考え方 事業実施主体が、自ら輸配送する場合は補助対象外とする。</p> <p>（※4）処理費の考え方 事業実施主体が、自ら処理する場合は補助対象外とする。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食（※2）で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであり、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>（ア）事業実施主体が、未利用食品を再生利用事業者へ、飼料、肥料等製品（※5）の原材料として利用するために委託又は譲渡する取組であること。</p> <p>（イ）需要の減少やこれに伴う取引先等からの注文のキャンセル等によりやむを得ず発生し、代替販路の確保や「1フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品であること。</p> <p>（※5）再生利用の製品の考え方 食品リサイクル法第2条第5項及び同法施行令第2条に規定された、飼料、肥料、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品、エタノール、メタン。</p> | <p>①車両の庸車により行うもの 定額 (7,000円/トン以内)</p> <p>②定額 (32円/キログラム以内)</p> |
|--------------------|--|---|--|

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

印

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進
対策及び再生利用の促進対策実施計画の（変更）承認申請について
（事業実施結果に係る報告について※）

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策
及び再生利用の促進対策実施要綱（令和2年3月10日付け元食産第5271号農林水産事務次
官依命通知）第3の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

※実施要綱の第5に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

別添

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

事業実施計画書（事業実施結果に係る報告書※）

事業実施年度： 令和 元 年度

事業実施主体名：

所在地：

※実施要綱第5に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

1 事業実施主体の概要

| | | |
|-----|--------|--|
| 代表者 | 所属・役職 | |
| | 氏名 | |
| 担当者 | 所属・役職 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | FAX番号 | |
| | E-mail | |

2 未利用食品の発生状況等

| 納品日又は 契約・注文 日 (注1) | 食品名・商品名 | 契約・注文の相手方 (注2) | | 数量 | | | | | 納品日又は契 約・注文日の証 明書類 (注4) |
|-----------------------------|---------|-------------------|------|--------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------|----------------------------------|
| | | 名称 | 電話番号 | 箱数 (A) | 1箱に入ってい る個数 (B) (注 3) | 1個あたりの重 量 (g) (C) (注 3) | 1箱あたりの重 量 (kg) (B×C=D) | 総重量 (kg) (A×D) | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | / |

注1：既に仕入れていた食品が不要となった場合にはその納品日を、取引先等からの注文のキャンセル等を受けた場合は契約日又は注文を受けた日を記載すること。

注2：取引先等からの注文のキャンセル等を受けた場合に、当該取引先について記載すること。

注3：1箱に入っている個数 (B)、1個あたりの重量 (C) が決まっていない食品の場合は、記載不要である。

注4：契約・注文・納入日を確認できる書面を添付し、欄に「○」を記載すること (例：契約・注文日の記載された発注書、納品書、注文メール・FAX等)

注：行は適宜追加すること。

3 事業内容及び実施方法

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

記載例：……

4 (1) フードバンク活用の促進対策の取組計画

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等（※）の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品であって、
- 既に仕入れていたものが不要となり、又は、既に注文・契約等されていたものが取引先からキャンセルされ、
- 新たな販売先を探し、可能な限り販売に努めたものの、結果として代替販路が確保できなかった未利用食品について、フードバンクへの寄附を行う。

(上記に該当する場合に○を記入し、全てに○が記入された場合に、下記計画表を作成)

| 整理番号 | フードバンク | | 寄附品の情報 | | | | | 輸配送の情報 | | | | | 〔事業実施結果報告時に必要となる確認(注4)〕 | | | | |
|------|--------|-----------------|--------|-----------|-----------------------|----------------------------|------------------------|----------------------|---------------------------|---|------------|---------------|-------------------------|------------|--------------|-------------------------------|----------------|
| | 名称 | 所在地 (〇〇県〇〇市) | 寄附品の名称 | 箱数 (A) | 1箱に入っている個数 (B)(注1) | 1個あたりの重量 (g) (C)(注1) | 1箱あたりの重量 (g)(B×C=D) | 総重量 (kg) (A×D) | 寄附品発地 (〇〇県〇〇市 〇〇倉庫) | 寄附品着先地 (フードバンク● 〇〇県〇〇市 〇〇倉庫)(注2) | 寄附予定 時期 | 輸配送方法 (注3) | 補助 単価 (自動入力) | 事業費 (円) | 輸配送経路 の確認 | 重量の確認 (フードバ ンクの確認 書) | 輸配送費用 負担の確認 |
| 1 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 合計 (kg) | 0.0 | | | | | 合計 (円) | 0 | ① | | |

※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）

注1：1箱に入っている個数(B)、1個あたりの重量(C)が決まっていない食品の場合は、記載不要である。

注2：「寄附品着先・地」欄は、輸配送の着先となるフードバンク又は需要者（フードバンクと調整した上で食品関連事業者等から需要地に直接輸配送する場合）の名称並びに着地の住所及び場所名を記載すること。

注3：「輸配送方法」欄は、ドロップダウンリストの選択肢から選択すること。

注4：事業実施結果報告時には、輸配送の経路が確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸配送経路の確認」欄に「○」を記載すること（例：輸送契約の写、発送伝票の控等）

注4：事業実施主体は、フードバンクへの輸配送を行ったときは、別紙様式第2号により、フードバンクより寄附品の重量その他につき証明を発行してもらい、

事業実施結果報告時には整理番号順に整理添付し、「重量の確認」欄に「○」を記載すること。

注4：事業実施結果報告時には、輸配送費用を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸配送費用負担の確認」欄に「○」を記載すること（例：領収書、発送レシート等）

注：行は適宜追加すること。

注：フードバンクが、需要地まで運送する場合の輸配送費は補助対象外。

4 (2) 再生利用の促進対策の取組計画

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等（※）の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品であって、
- 既に仕入れていたものが不要となり、又は、既に注文・契約等されていたものが取引先からキャンセルされ、
- 代替販路の確保や「(1) フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品について、食品リサイクル法上の再生利用を行う。

(上記に該当する場合に○を記入し、下記計画表を作成)

フードバンクへの寄附が難しい理由に○を記入（複数回答可）

- 消費期限・賞味期限が切れたため
- 品質劣化のため
- フードバンクの需要を超えたため（知り得る範囲で）
- 当該食品について寄附を受けたいフードバンクがないため（注1）
- その他（ ）

| 整理番号 | 再生利用事業者 | | 食品・商品の情報 | | | | | 輸配送・処理の情報 | | | | | 事業実施結果報告時に必要となる確認（注4） | | | | | |
|------|---------|-------------|----------|-------|-------------------|--------------------|---------------------|--------------|------------|------------|--------|---------|-----------------------|--------------------|----------|-------|------------|-----------|
| | 名称 | 所在地（〇〇県〇〇市） | 名称 | 箱数(A) | 1箱に入っている個数(B)（注2） | 1個あたりの重量(g)(C)（注2） | 1箱あたりの重量(kg)(B×C=D) | 総重量(kg)(A×D) | 発地（〇〇県〇〇市） | 着地（〇〇県〇〇市） | 処理予定時期 | 輸配送費(円) | 処理費(円) | 再生利用手法(飼料・肥料等)（注3） | 輸配送経路の確認 | 重量の確認 | 輸配送費用負担の確認 | 処理費用負担の確認 |
| 1 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | 0.0 | 0.0 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 合計(kg) | 0 | | | 合計(円) | 0 | 0 | | | | | |

本補助事業における事業費合計（免税事業者の場合）(①+②+③)

うち消費税相当額 (④×10/110)

0円…④

0円…⑤

→事業実施主体が免税事業者の場合は、④を、補助金交付申請書の「補助対象事業費」欄に記載すること。

本補助事業における事業費合計（免税事業者以外の場合）(④-⑤)

0円…⑥

→事業実施主体が免税事業者以外の場合は、⑥を、補助金交付申請書の「補助対象事業費」欄に記載すること。

※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）

注1：「フードバンクへの寄附が難しい理由」として「当該食品について寄附を受けたいフードバンクがないため」を選択する場合は、令和2年3月4日付農林水産省プレスリリース「新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供」に基づき、未利用食品の情報をフードバンクに発信するなどの取組を既に行ったものであること。

注2：1箱に入っている個数(B)、1個あたりの重量(C)が決まっている食品の場合は、記載不要である。

注3：「再生利用手法（飼料・肥料等）」欄は、ドロップダウンリストの選択肢から選択すること。

注4：事業実施結果報告時には、輸配送の経路が確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸配送経路の確認」欄に「○」を記載すること（例：運送契約の写、発送伝票の控等）

注4：事業実施結果報告時には、輸送した重量が確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「重量の確認」欄に「○」を記載すること（例：運送契約の写、発送伝票の控等）

注4：事業実施結果報告時には、輸配送費用を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸配送費用負担の確認」欄に「○」を記載すること（例：領収書、発送レシート等）

注4：事業実施結果報告時には、処理費用を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「処理費用負担の確認」欄に「○」を記載すること（例：領収書等）

注：行は適宜追加すること。

注：「本補助事業における事業費合計」欄（④又は⑥）は、事業実施主体が事業計画通りの活動を行った場合の、補助金交付額の目安額である（活動実績、証拠書類の不足、報告手続きの不備等により変動し、最終的給付を保証するものではない）。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

(事業実施主体名) 殿

(フードバンク名)
(フードバンクの所在地)
(フードバンクの代表者氏名) 印

「フードバンク活用の促進対策」の取組にかかる寄附及び輸配送の確認書

貴団体は、農林水産省所管事業「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策」の取組として、当団体に下記のとおり食品の寄附及びそのための輸配送を頂きましたことを証明します。

記

| 寄附品名 | 箱数 (箱) | 重量 (k g) |
|------|--------|----------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

※「フードバンク活用の促進対策」に取り組む事業実施主体は、フードバンクに寄附商品を輸配送したときには、寄附内容と重量の証明のため、当該フードバンクに本様式の作成・押印を依頼し、事業完了時に国へ事業実施結果の報告を行う際に、添付資料として提出すること。